

グルコン酸亜鉛の食品健康影響評価に関する審議 結果についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成16年4月1日～平成16年4月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 5通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>「使用基準案」について</p> <ul style="list-style-type: none">・医療用に供されている濃厚流動食品に使用上限を製品表示すると誤解を招くのではないかと懸念する。・今回の基準値は非常に難しすぎ、混乱する恐れがあると思われる。一般の食品と医療現場、栄養管理に使うものと区別できないか。・病院を中心に使用されている濃厚流動食品を除外されたい。	<p>食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。</p> <p>当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省がグルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅の使用基準の改正について検討を行い、適切な措置を行うこととなります。</p> <p>頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省にも転達いたします。</p>

グルコン酸銅の食品健康影響評価に関する審議 結果についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成16年4月1日～平成16年4月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 5通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>「使用基準案」について</p> <ul style="list-style-type: none">・医療用に供されている濃厚流動食品に使用上限を製品表示すると誤解を招くのではないかと懸念する。・今回の基準値は非常に難しすぎ、混乱する恐れがあると思われる。一般の食品と医療現場、栄養管理に使うものと区別できないか。・病院を中心に使用されている濃厚流動食品を除外されたい。	<p>食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。</p> <p>当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省がグルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅の使用基準の改正について検討を行い、適切な措置を行うこととなります。</p> <p>頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省にも転達いたします。</p>